

令和3年(2021年)第8回ニセコ町議会臨時会

令和3年(2021年)8月24日(火曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第 1号 請負契約の変更について
(公営住宅(綺羅団地1-2号棟)長寿命化型改善工事)
- 5 議案第 2号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算

○出席議員(9名)

1番 篠原正男	2番 木下裕三
3番 高瀬浩樹	4番 榊原龍弥
5番 斉藤うめ子	6番 浜本和彦
7番 小松弘幸	8番 高木直良
9番 青羽雄士	10番 猪狩一郎

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町 長	片山健也
副 町 長	山本契太
町 民 生 活 課 長	中村正人
商 工 観 光 課 長	齋藤徹
都 市 建 設 課 長	黒瀧敏雄
財 政 係 長	島崎貴義
教 育 長	片岡辰三
学 校 教 育 課 長	前原功治

○出席事務局職員

事 務 局 長	阿部信幸
書 記	佐藤秀美

◎開会の宣告

○議長（猪狩一郎君） 本会議の開会中はクールビズ対応としています。上着を脱がれる方はこれを許します。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第8回ニセコ町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（猪狩一郎君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（猪狩一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において8番、高木直良君、9番、青羽雄士君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（猪狩一郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（猪狩一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、商工観光課長、齋藤徹君、都市建設課長、黒瀧敏雄君、財政係長、島崎貴義君、教育長、片岡辰三君、学校教育課長、前原功治君、以上の諸君です。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号から日程5 議案第2号

○議長（猪狩一郎君） 日程第4、議案第1号 請負契約の変更について、公営住宅（綺羅団地1-2号棟）長寿命化型改善工事の件から、日程第5、議案第2号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算の件まで、2件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） 本日 1 日よろしくお願ひいたします。議案については、2 件一括ということでもっと長くなりますがよろしくお願ひいたします。

それでは日程第 4、議案第 1 号 請負契約の変更（公営住宅（綺羅団地 1-2 号棟）長寿命化型改善工事）について説明をいたします。

議案の 2 ページをお開きください。議案第 1 号 請負契約の変更について（公営住宅（綺羅団地 1-2 号棟）長寿命化型改善工事）。

次のとおり令和 3 年 5 月 19 日に議決を受けた請負契約の変更を行うため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

記、1 変更契約の目的 公営住宅（綺羅団地 1-2 号棟）長寿命化型改善工事。

2 変更契約金額 変更前の契約金額、58,300,000 円。変更後の契約金額、59,708,000 円。1,408,000 円の増額。

3 変更契約の相手方 虻田郡ニセコ町字本通 240 番地、株式会社石塚建設、代表取締役 石塚嵩悦。

令和 3 年 8 月 24 日提出、ニセコ町長 片山健也。

本件は、公営住宅、先程申し上げました綺羅団地 1-2 号棟の長寿命化型改善工事の請負契約の変更に関するものでございます。令和 3 年 5 月 17 日に入札を行い、株式会社石塚建設に落札したもので、令和 3 年 5 月 19 日の臨時議会において可決された案件でございます。本工事内容は屋根の防水工事及び外壁の塗装などの改善工事を行うものでございます。このたび外壁の塗装工事において、設計当初から目視で確認できる外壁のクラック、いわゆるひび割れでございますが、設計当初から目視で確認できる外壁のクラック改修を見込んでおりましたが、工事を進める中で外壁塗装の塗膜を除去したところ、塗膜の内側にあたるコンクリート面に新たなクラックを確認したことから、当該クラックも合わせて改修するため、設計を変更するというものでございます。このため、消費税込みで変更前の契約金額 5,830 万円が、変更後の契約金額 5,970 万 8,000 円となり、差額の 140 万 8,000 円を増額変更するものでございます。なお、増額をいたします金額については、予算の執行残をもって対応をいたします。

議案第 1 号に関する説明は以上でございます。

それから、日程第 5、議案第 2 号 令和 3 年度ニセコ町一般会計補正予算について説明をいたします。

別冊横長の令和 3 年度一般会計補正予算の議案をご用意いただきたいと存じます。議案第 2 号 令和 3 年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和 3 年度ニセコ町の一般会計補正予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 351 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 54 億 3,331 万 9,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 8 月 24 日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正の歳入が2ページ、それから歳出を3ページに掲載させていただいております。

4ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。

それから5ページをお開きいただきたいと存じます。今回の補正額合計351万4,000円の財源については、全て一般財源ということになります。

説明の都合上、歳出から説明いたしますので、7ページをお開きいただきたいと存じます。7ページ、まず7款1項商工費、1目商工業振興費、18節のにぎわいづくり企業者等サポート事業補助200万円ですが、まずこの事業については町内の小規模事業所を自ら新設もしくは継承して、新たに起業しようとするもの、又は業種の転換、もしくは施設の拡張など、積極的な事業展開を目指す者に対し、その改装工事費用等の一部を助成するという事業でございます。この事業への補助は既存予算366万9,000円のうち、既に計4件、366万8,000円の交付決定を行っていることから、今後想定される補助要望1件100万円と追加応募の対応分として100万円、合わせて200万円を増額補正するというものでございます。

その次、8ページになります。10款教育費、4項高等学校費、2目高等学校管理費、14節のニセコ高校校舎営繕工事151万4,000円でございますが、こちらにつきましては別添の補足資料と大きく書いた資料の裏面に写真がございまして、その写真も併せてご覧いただきたいと存じます。現在施工中のニセコ高校校舎西側外壁修繕工事について、外壁のタイルを剥がしたところ、一部で鉄骨が露出をいたしたり、窓枠下に隙間ができたりするなど、躯体部分の劣化がかなり進行しているということがわかりました。そのため、当初予定していたモルタル塗布による工法では施工後に剥落する恐れがあるということから、壁面をガルバリウム鋼板で覆う方法に変更し、必要となる経費を追加補正するというものでございます。

続きまして、6ページ、歳入でございます。20款1項1目繰越金、1節の前年度繰越金351万4,000円。こちらは歳入歳出の均衡を図るための補正ということでございまして、先ほど説明した一般財源が繰越金で賄うということでございます。これによりまして、繰越金の利用額は5,922万7,000円が繰越金の留保額となるものでございます。

最後に、別にご用意いたしました補正予算資料のNo.1でございますが、1ページが今回補正の概要、1ページ下が補正に伴う全会計の総括表、2ページから3ページが補正に伴う一般会計の歳入歳出内訳及び補正の枠組みとして記載してございます。後ほど詳しくご覧いただきたいと存じます。

議案第2号の提案理由は以上でございます。

それでは、第1号、第2号合わせまして、ご審議方よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、議事の都合により午前10時20分まで休憩します。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時20分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案第1号 請負契約の変更について（公営住宅（綺羅団地1-2号棟）長寿命化型改善工事）の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

高木委員。

○8番（高木直良君） お尋ねしたいのは躯体の本体のクラックが多かったということなんですが、これ何ていうか、状況としては住宅の全体にわたってそういう自体があったのか、あるいは全く部分的なものだったのかということと、それからこの追加といいますか、クラック補正のために例えば工期を何日か延ばすとか、そういう対応が必要ではなかったのかどうか、この2点についてお聞きします。

○議長（猪狩一郎君） 黒瀧課長。

○都市建設課長（黒瀧敏雄君） 今の高木議員のご質問に答えたいと思います。

まず2点あるうちの1点、全体的なものか部分的なものかということなんですけれども、1号と2号と渡り廊下で挟んで2棟ありまして、両方、全体的にクラックがありまして、そのクラックの補修、先程副町長からも説明があったとおり、当初から目視で見えていたのですが、塗装をはがしたらクラックが他にもあった。場所的には1号棟、2号棟と全体的に壁面にあったということです。あと2点目に工期の延長はないかということなんですけれども、この工期内でできるということで一応確認しております。10月20日まで工期としてみておりますが、その工事期間内に終わる予定でおります。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） 今回外からはクラックが見えていて、その外枠を剥がしていったら中からクラックが見つかったと、これはよくあることなんでしょうか。それが1点とですね、綺羅団地は大体築25年って聞いてるんですけれども、今後何年ぐらい予定して、これを活用するために、50年なるのか70年になるのか、そこをちょっと聞かせていただきたいんですけれども。それによって、長寿命化のためにどれだけきちっとするかということも問題になるかと思います。それから外枠を剥がしたクラックなんですけれども、鉄筋まで及んでるということはないんでしょうか。それすごく大事なことはないかと思っています。それから、これまで定期チェックっていうのは、この25年間でされてこなかったのか、このクラックに関してね。定期検査っていうのはしてこなかったのかなと思っています。それから、クラックの修理というのは非常に繊細というか、専門家がされるかと思いますが、非常に樹脂を埋め込んでやっていくのには、きちっとした施工が大事だと言われてますけれども、その点はどのくらい、さっき工事を延長することはなくなったというふうにおっしゃってましたけれど、クラックが新たに見つかったということで、その補修にやはりかなりきちっとした施工するには時間がかかるのではないかなというふうに思っていますけれども、再度その必要がないのかどうか、お聞きしたいと思っています。

以上、細々と伺っていますけれども、よろしくお願ひいたします。

○議長（猪狩一郎君） 黒瀧課長。

○都市建設課長（黒瀧敏雄君） はい、ちょっと最後のほうはたくさんあったので、もし私の答えが抜けていたら申し訳ございませんが、後程言っていただければと思います。

まず1点目、クラックのこういう現象ってよくあることかということなんですけれども、クラック自体は全くないということはありません。必ずと言っていいほど、コンクリートっていうのは割と圧縮には強いんですけれど、引っ張りには弱いという性質があるので、例えば気候の関係とか地震とかいろいろな関係でクラックは出るので、これは全国どこでもあることだと思います。あと2点目なんですけれども、耐用年数の関係を心配されていると思うのですが、1997年の平成9年に建設されまして、現在で24年経っております。公営住宅法施行令という中では、鉄筋コンクリート造は70年と言われております。ですので、あと46年は構造的には問題ないというふうに言われておりますが、恐らくそれ以上はもつと思います。今回、このクラックの関係で工期が実際にはもうちょっと時間がかかるのではないかと心配のご意見なんですけれども、その辺も専門に補修するやり方がありまして、ボンドシリンダー工法というのがありまして、エポキシ樹脂という製品を実際にクラックの中に注入して中を固めるという工法で、これはごく一般的に使われている工法ですが、この工法で今回直すことで考えております。工期についても今心配されておりますが、工期内10月20日までには完了する予定で問題ないというふうに施工側と確認しております。あと点検関係については、これまで24年経っていますので、これまで直したのは換気口の周りとおっしゃったクラックの関係もその当時あったものですから、それについてはしっかりと補修をさせていただいたという経緯があります。点検についてはそのようなかたちで外部もやっているし、内部もやっておりますので、この団地だけではなく他の団地も定期的に点検をして、修繕関係は実施しております。鉄筋までは大丈夫かというご質問があったかと思いますが、鉄筋は若干やはり塗膜を取ったときに見受けられた箇所については、しっかりと錆止め塗装をした上で、モルタルをさらに上に塗って施工するという方法で考えてございます。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） それで、大規模な修理をされて、大体どのくらいもつかってというのは、予想というか、そういうのはあるわけですか。

○議長（猪狩一郎君） 黒瀧課長。

○都市建設課長（黒瀧敏雄君）

耐用年数を伸ばすというのは、この工事をするによっても基本70年は変わらないですが、ただ、塗装面については通常塗装補償ということで10年と言われておりますが、大体20年めどぐらいは問題ないというふうに確認してございます。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第1号 請負契約の変更について(公営住宅(綺羅団地1-2号棟)長寿命化型改善工事)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第2号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

高木議員。

○8番(高木直良君) 写真を今見せていただいて、このタイルの下の状況が写真のようになっています。それで、ちょっと心配なのは、クラックがあってそこに白くでていんですけども、これ全体がかなり劣化していることの表れじゃないかなというふうに思っています。ですから、この下のほうの剥落して鉄筋も一部見えている状況を修理するっていうことでしょうけれども、私がちょっと心配なのは、写っているタイルの下とさらにそれを回って下側の一部、入り口の天井にあたる部分が見えているのですが、ここも含めてコンクリート全体の劣化っていう心配があります。それで、コンクリートの躯体の一部を供試体としてくりぬいて取って、それを実際にどの程度強度があるかっていうチェックをする方法がありますけれども、ちょっと私が見てガルバリウム鋼板で覆ってそれで終わりではなくて、躯体そのものに心配があるのでそのチェックをしたほうがいいんじゃないかなと思っています。それで、ガルバリウム鋼板で覆うことなんですが、その前に当然この欠けてる部分とか、先ほどの住宅とも同じですけども、クラック部分に樹脂を入れるとか、そういうクラックに対する補修プラス、ガルバリウム鋼板というふうになるのかなと思っていますけれども、その辺もう一度説明いただきたいと思います。

○議長(猪狩一郎君) 前原課長。

○学校教育課長(前原功治君) ただいまの高木議員のご質問にお答えいたします。

高木議員のご指摘のとおり、下部に水みちが見られる、コンクリート建物で一番状況がよろしくない例という部分では、そのとおりというふうに我々も認識をしております。現状、打検と目視等で確認している中では、確かに水みちの部分はこの窓のさんのあたりから下のところにかけての外側に見られるというところで、これ自体はこの写真の左上のものを見ていただければお分かりいただけるかと思いますが、何か上に建物が大きく載っているとか、何かを支えているという大きなも

のではないものですから、そこらは今チェックをしながら、最終的にそうは言っても水みちがついている中にモルタルを張るといのは危険だろうということで、水があたらないようなかたちで、ガルバリウム鋼板張りに変えようというのが今回の考え方です。まだ設計変更等これから詳細を組まなければいけないので、今検査等を必要であるかどうかも含め、技術的にそこは確認をしながら、適切な補修ができるように努めたいと思います。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 黒瀧課長。

○都市建設課長（黒瀧敏雄君） ちょっとつけ加えます。

私もあの当時、金澤係長のほうからちょっと現状を見てほしいと言われてまして見に行きました。そのあと管理委託業務になっております日本都市設計というところにも一応見ていただいた結果ですが、今高木議員がおっしゃったようにちょっと白い跡は、上についているタイルをはつるときに、はつり機のピックの跡、爪先の跡がコンクリートについているので、これは基本的にクラックとかひび割れではございません。あくまでもはつり機のピックの跡だということにご理解いただきたいと思います。先程、前原課長が言ったように、基本は窓の縁から水が浸透して、このタイルを痛めた、又はその下側のコンクリート部分の劣化を早めてしまったというところがありまして、基本的にコアを抜いてコンクリートを採取して、そして潰しの試験をしたほうがいいのではないかというお話だったんですが、現地を見に行つて、まず目視も含めてテストハンマーをやった上では、コンクリートの強度は全然あるように感じました。当然設計事務所もその辺を踏まえて、今回についてはテストケースまでとらなくてもいいだろうという判断になっています。表面にモルタルを塗っても、また同じような現状になってしまうのではないかということもあったものですから、今部分的に見えている鉄筋については、モルタルで一部補修をして、しっかり鉄筋を保護して、その外側は軽量鉄板ですね、ガルバリウム鋼板と言われるものを貼って、しっかり保護しようということで、今回収めたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 高木委員。

○8番（高木直良君） 窓際からの水ということなんですが、心配なのはそういう漏水部分が冬に凍ってしまって、氷の圧力っていうか膨張でまたクラックが増えてくるとか、そういう事例がよくあるんですけれども、そういうことなどが無いことをぜひチェックしていただきたいと思います。それから、供試体までとることはないっていうことなんですが、例えばシミットハンマーで部分的に外部から強度を確認するとかっていう方法もありますので、そういったチェックは念を入れたほうがいいのではないかなと思いますので、もしできれば検討していただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） ニセコ町のにぎわいづくりの件で伺いたいんですけどよろしいですか。にぎわいづくりの補正予算ということなんですけれども、今回申込み件数が多かったということで、これちょうど10年前にスタートしたわけですね、2012年から。要綱を見ていると。そして過去10年間、この申込みの実績というのはどうだったのかなというふうに思っています。申

込み件数について、今回いつもよりもかなり増えたという原因は何かなのということがあるんですけども、過去においてもこれと同様に申込み件数多くて、補正予算を計上したっていうことがあったのかどうか。それから、これに関してはですね、これまで余り周知されていなかったように思うんですけども、これは周知方法というのをどうしているのかなということがあります。今回何かのきっかけで、もう既に4件ですか、申込みがあって補助の対象になったわけですね。今後こういうことが増えていく可能性が私は多くなってくるのではないかなと思っています。例えば地域おこし協力隊の卒業者などがニセコ町に定住して、企業を考える方たちをサポートするためにも、やる気を起こしてもらうためにも、こういうにぎわいづくりの制度を活性化するためにはないかなというふうに思っていますけれども、今回は、もっと知りたい今年の仕事の中で204万円の予算しかとってなかったんですけど、それを前回補正予算で130万ですか、そして今回また200万、予備も含めてということなんですけれども、この見通しというのはどういうふうに、今後のことを考えていらっしゃるのか。私はこの活性化というのは非常に大切だと思うので、もっと積極的に検討されてもいいのではないかなというふうに思っていますけれども、その点について伺いたいです。

○議長（猪狩一郎君） 齋藤課長。

○商工観光課長（齋藤徹君） ただいまの齋藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず要綱が始まってから10年間の実績ということですが、今年の3月の行政報告で報告している数字は42件となっています。今年度に入ってから補正予算等も含めて対応させてもらったのが前回までの状況で4件、今46件と。今回の補正予算の対応で1件申込みが来ている部分と、あとさらにプラス1件来たときに対応できるようにという状況です。実際に今来ている部分も含めると47件分ということになります。今回増えた要因ということなんですけれども、ちなみに昨年、令和2年度は実績が0件でした。コロナウイルスの感染の拡大等もあったとは思いますが、今現在でも事態が好転しているとは言えないと思います。このタイミングで今年5件になったということで、これが要因だとはっきり言えるものではないんですが、過去にも5件、6件来ている年もございます。ですので、今後こういったやっぱり小さい事業者がチャレンジしていく事業というのに対して、丁寧に説明していくことで利用者が増えていくのかなと考えております。また、似たような内容になりますけれども、周知はどうしているのかというところですが、基本的なホームページなどで周知している部分もありますが、基本的にはこの事業は商工会のほうで事前に審査をしてから、町に補助申請がくるというような流れになっておりまして、そういった例えば何か事業を起こすときに何か補助金ないのかなとか、そういった質問が町に来たりだとか商工会に来たりだとか、そういったことは度々ございますので、この事業を紹介させていただいているということでございます。今後の増える可能性や今後の見通しということでご質問いただいていると思いますが、確かに齋藤議員おっしゃるとおり、今協力隊などが卒業して行って、例えば町内に残って何かやりたいだとか、そういった場合は非常に喜ばしいことですので、それに対応できるような予算措置などを随時行っていければなと考えているところでございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

浜本委員。

○6 番（浜本和彦君） 高校の外壁について、いま高木議員からも質問あったと思うんですが、私のほうからこの鉄筋を見る限り、何か工事の時に普通スラブというんですけど、この部分はかなり慎重にバイブレーターで空気が入らないように、しっかり締めてやる場所なんですけれど、写真で見る限りは判断できないですが、現地見た限り施工ミスじゃなかったのかっていう部分は、何十年も経っているからそこまではわからないかもわかりません。通常、鉄筋とコンクリが剥離になる部分というのは、打設時にきちんとやっていないと、こういう状況が起こりうるというのがあるので、その辺の分かる範囲で結構ですが、そういう状況があったかなかったか。それから、経過年数、建ててから何年ぐらい経っているのか伺いたいと思います。それと、このスラブ部分は全体的に直さなきゃいけない状況なのかどうか伺います。

○議長（猪狩一郎君） 前原課長。

○学校教育課長（前原功治君） はい、技術的な分は黒瀧課長のほうにお願いします。年数的な部分ですが、これは平成になってから建てた建物になりますので、30年程度経過をしている建物ということになります。

○議長（猪狩一郎君） 黒瀧課長。

○都市建設課長（黒瀧敏雄君） 施工ミスかどうかっていうのは、私たちも見たところでは判断できなかったのですが、先ほど言ったように明らかに水みちができてしまっていたと。綺羅団地もそうなんですけどコンクリートのクラックがありまして、そういうところに水が浸透していた事実もありました。今回、はつり機でそのタイル面をはつったときに、そういうクラックの部分から水も浸透していて、はつったときにちょっとコンクリートがポロポロって落ちたのも事実あったので、施工ミスがあったかどうかっていうのはなんとも立証しがたいのですが、現実そういうかたちで今回工事をしたときに、そのコンクリートの一部がはつり機と一緒にぼろっと落ちてしまったっていうのが事実でございます。その点については、先程も高木議員のご質問にあったように、コンクリートの取れた部分についてはモルタルでしっかり補修をして、錆止めもきちんとやって補修した上で、ガルバリウム鋼板で今回の躯体をしっかりと保護するというかたちで施工したいなというふうに思っております。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

榊原議員。

○4 番（榊原龍弥君）

もう1回戻っていただいて、にぎわいづくり企業者等サポート事業補助の件なんですけれども、議会として承認するかしないかっていう前に、今まで10年、42件の実績があるということで、チャレンジですから当然失敗というふうな結果もあると思うんですけれども、過去のサポートしたことについて、どのような総括をされているのかということと、こういう町民のお金をつぎ込んで補助するということに対して、どういう効果があったのか、町民にどういうメリットがあったのかというのを、大ざっぱで構わないんでどういう総括されているのかお聞かせください。

○議長（猪狩一郎君） 齋藤課長。

○商工観光課長（齋藤徹君） 10年間の総括ということなんですけれども、一応要綱上、3年間はそれぞれの事業者さんが毎年の実績というかたちでどのような取組を行ってきたとか、そういったものを提出していただいていることになっております。そういったことを含めて、監視というわけじゃないんですけれども、一応我々も注目をして、この事業についてしっかり行われているのかなというようなことを行っております。また、10年間の総括ということになりますと、一応にぎわいづくりと商工業の活性化ということが目的になっておりますので、実際に商工会の加入人数だとかでお答えしますと、例えば令和3年度末で商工会の加入人数197件ございました。今現在で200件を超えているということでもありますので、この要綱ができたとき、平成23年ごろは162件の加入者数だったということなので、40件ほど商工会の加入者数も増えているというかたちになります。そういった意味では、このにぎわいづくりと空き店舗の利用だとかも進んでおりますし、非常にこの事業の効果があつたんじゃないかなというふうに考えているというところでもあります。

○議長（猪狩一郎君） 榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） これ申込みがあつた時点で商工会が事前審査をして、町が審査をするということなんですけれども、今の課長のお答えからすると、一つは3年間その事業計画どおりに行われているか、規則どおり行われているかっていう観点の一つあると思うのですが、やはり町として3年後なら3年後でいいんですけれども、応援してよかったなという、どうですかね、数字的というか具体的に応援した企業なりが繁盛しているかどうかという観点では図られていない感じですかね。

○議長（猪狩一郎君） 齋藤課長。

○商工観光課長（齋藤徹君） 事業報告書の内容ということなんですけれども、現在雇っている従業員数だとか、どのような事業形態になっているかというところで、その店が繁盛しているかどうかだとか、うまく進んでいるかというところは、それぞれお持ちいただいたときのヒアリング等を通じて行っています。実際に先程申し上げました令和2年までの実績の42事業所さんなんですけれども、おおむね皆さん今でも頑張ってるのかなというふうに、我々も担当としては考えているというところでもあります。

○議長（猪狩一郎君） 町長。

○町長（片山健也君） このにぎわいづくり企業者サポート事業は、当初の制度設計は綺羅街道ができて空き店舗ができてきた、市街地がだんだん元気なくなってきたと。それで空き店舗を何とかなくす必要があるのではないかというふうに検討しはじめました。その中で本当に綺羅街道だけでいいのか、やはり全町的に新たな参入だったり、あるいはお店を広くして業種転換をしたり、単に閉鎖ではなくて、次のステップにいく人たちを応援しようということで制度設計しました。当初は3分の1の150万という予算で出してきたのですが、年度はちょっと今わかりませんが、かなり要望が実は大きくなって、150万円って実は財政的に相当大きな負担だということで、5、6年前から100万円にした記憶があります。現在100万円ということで行っております。ただ、商工会加盟を条件としておりますので、商工会に加盟いただいて、みんなでまちづくりをやるという点では、ものすごく大きな効果があつたというふうに思っています。私が承知している範囲では、補助金をもらって今はニセコ町でやっていないのは現在1件、不動産業者さんがありまして、実際にその店舗

改修と併せて住宅改修もやりましたので住んではいますが、ニセコ支店については今倶知安に全部集約されております。ただ、補助要綱上の期間後に倶知安のほうに集約されていますので、それについては規定どおりのことで、それ以上はどうしてもできないのですが、全体的に総括としては相当効果があるというふうに思っています。これから毎年、例えば10件とかもし増えた場合、ずっとこの予算上の措置ができるかどうかというのは、これから財政的な負担とか将来性とか見ながら、あるいは商工会の皆さんの意見も聞きながら判断してまいりたいなというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第2号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（猪狩一郎君） 以上をもって今期臨時会の会議に付議された事件は全て議了しました。

これにて令和3年第8回ニセコ町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時54分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 猪 狩 一 郎 (自 署)

署 名 議 員 高 木 直 良 (自 署)

署 名 議 員 青 羽 雄 士 (自 署)